

三愛経営労務 管理センター ニュース

2025 年 3 月号

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町 1-12-12 水島ビル 5F

三愛経営労務管理センター

電話 03-3246-2757

⚠ 令和 7 年度の雇用保険料率が改定されます

厚生労働省は、令和 7 年度の雇用保険料率の案内を公開しました。令和 5 年 4 月～令和 7 年 3 月までの保険料から労使合計で 0.1%引き下げとなりました。

令和 7 年 4 月からの保険料率は次のとおりです。

◆一般の事業

労働者負担 5.5/1000 事業主負担 9/1000

◆建設の事業

労働者負担 6.5/1000 事業主負担 11/1000

令和 5 年以来の変更となります。事業所ごとの賃金の締日を確認しミスがないよう注意しましょう。

⚠ 協会けんぽの保険料率が改定されます

全国健康保険協会（協会けんぽ）よりご案内のとおり、令和 7 年 3 月分（4 月給与より控除）から健康保険料率と介護保険料率が改定されます。（厚生年金保険料率は改定なし）

※健保組合加入の会社様につきましては各加入健保組合にご確認ください

⚠ 高年齢雇用確保措置の経過措置の終了

高年齢者雇用安定法により、60 歳から 65 歳までの雇用確保措置（①定年制の廃止、②定年の引き上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、のいずれかの実施）が企業に義務づけられています。

継続雇用制度については、経過措置として、平成 24 年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められていましたが、令和 7 年 3 月 31 日をもって経過措置が終了します。

令和7年4月1日以降も継続雇用制度を実施する場合は、解雇事由・退職事由に該当する場合を除き、希望者全員の継続雇用の実施が必要となります
※経過措置を実施していた会社は就業規則の改定が必要になります。

2026 年度高卒人材採用に関する確認ポイント

◆採用スケジュール

2026 年 3 月新規高等学校卒業者の選考日程は、下記のとおりです。

- ・ハローワークによる受付開始：6 月 1 日
- ・学校への求人申込みおよび学校訪問開始：7 月 1 日
- ・生徒の応募書類提出開始：9 月 5 日（沖縄県は 8 月 30 日）
- ・就職試験（選考開始）および内定開始：9 月 16 日

高卒人材の募集は、ハローワークで求人受付をした上で高校への求人申込みをするなど、大学新卒者や中途採用と異なるため、あらかじめ確認しておきましょう。

◆応募書類に変更あり

厚生労働省の履歴書様式例から性別欄が削除されたこと等を踏まえ、全国高等学校統一応募用紙が、2026 年度より見直されます。履歴書と調査書とで、それぞれ次のような変更点があります。

◆履歴書の変更点

- 1 「性別欄」を削除
- 2 「学歴・職歴欄」を「在籍校欄」と「職歴欄」に変更
- 3 「趣味・特技欄」を削除
- 4 「志望の動機欄」を「志望の動機・アピールポイント欄」に変更

「志望の動機欄」には「志望の動機、自己PR、特技等を記入すること」、また「備考欄」には資格や校内外の諸活動、志望の動機・アピールポイント等「以外で記入したい事項がある場合に記入すること」とされています。

◆調査書の変更点

- 1 「総合的な学習の時間」を「総合的な探究（学習）の時間」に変更
- 2 「身体状況欄」を削除
- 3 「本人の長所・推薦事由欄」を「本人のアピールポイント・推薦事由等欄」に変更
- 4 「特記事項欄」を追加
- 5 押印を削除

「特記事項欄」は、「休学の期間がある場合」「職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力等）及び配慮事項の記載が求められる場合」などに記入すること、とされています。

企業に求められるスポットワークの就業整備

空いた時間を利用して、短時間・単発で雇用されて働く「スポットワーク」の就業件数が増えていることを踏まえ、この度、日本労働組合総連合会（連合）は、インターネットリサーチにより、スポットワークで働いているまたは働いたことのある 15 歳以上を調査し、1,000 名の有効サンプルを集計した結果を公表しました。

◆調査結果のポイント

- 1 スポットワークで働こうと思った理由について、1 位「生活のための収入確保」、2 位「空き時間の有効活用」、3 位「すぐに賃金が受け取れる」。また、応募の際、契約形態の確認をしているかという質問では、40%近くが「確認していない」と回答。
- 2 1 日で複数のスポットワークを行ったことがある割合は 24.8%で、その際の就労時間は平均 4.9 時間。8 時間以上と回答した割合が 15.3%あり。
- 3 1 か月あたりの収入については、「5 千円未満」（22.6%）が最も多く、平均では「2.8 万円」。
- 4 就業先から、業務内容や賃金等の労働条件について説明を受けたことがないと回答した割合は 24.5%。けがや事故防止については 34.4%が受けたことがないと回答。どの就業先でも「労働条件通知書」が交付されたという人は 30.9%にとどまる。
- 5 仕事上のトラブルについては 46.8%が経験しており、最も多いのが「仕事内容が求人情報と違った」（19.2%）、次いで「業務に関して十分な指示や教育がなかった」（17.7%）。
- 6 スポットワークの就業環境について、必要だと感じることで、「業務内容についての十分な説明」、「就業条件の向上」、「嫌がらせやハラスメントに対する通報窓口の整備や周知」などがあげられた。

情報通信技術により、仕事を探してお金を稼ぐことが簡単にできるようになりました。その影響で、働くこと自体に慣れていない 10 代の利用が増えています。雇う側としても、人手不足を解消するためにも上手に活用したいところです。極力トラブルを避けるためにも、企業の説明責任や環境整備が求められます。

令和 7 年 3 月大学等卒業予定者の就職内定状況と第二新卒採用の活発化

◆大学生の就職内定率は 84.3%

厚生労働省と文部科学省の共同調査による令和 7 年 3 月大学等卒業予定者の就職内定状況（令和 6 年 12 月 1 日現在）によれば、大学生の就職内定率は 84.3%（前年同期差▲1.7 ポイント）となりました。また、短期大学は 65.2%（同▲1.5 ポイント）、大学等（大学、短期大学、高等専門学校）全体では 83.1%（同▲1.7 ポイント）、大学等に専修学校（専門課程）を含めると 82.0%（同▲1.6 ポイント）となっています。

◆第二新卒の採用が活発化

昨年より就職内定率は微減したものの、引き続き売り手市場が続く中、現在、新卒入社から 3 年以

内に転職する「第二新卒」の採用意欲が増しています。

エン・ジャパンが「若手人材の採用」についてアンケートを実施し、300社から回答を得た調査結果によれば、第二新卒を採用したい企業は63%と過半数を占めているそうです。

人手不足の中、採用予定人数を充足できない企業が多いこと、早期離職への抵抗感が薄くなってきていること、社会人としての常識やビジネスマナーをすでに習得していることにメリットを感じる企業が多いことなどから、大企業などでも第二新卒の採用に積極的な企業が増加しているようです。

◆人手不足への対応

現在、多数の大手企業による新卒採用者の初任給引上げの方針が報道されるなど、人材獲得競争が激化しているところです。

人手不足への対応は、引き続き企業にとって重要な検討課題となっていくことが予想されます。自社の現況を分析し、積極的に対策をとっていく必要があるでしょう。

従業員の不祥事発覚時の初動対応

◆初動対応の基本

従業員による不祥事が発覚した場合、企業がその対応を誤ると、社内外からの信用を大きく損ねてしまう可能性があります。被害を最小限とするために、基本的な対応策を押さえておきましょう。

①担当者を選任し、事実関係を把握

まずは事実関係を迅速に把握することが重要です。担当者を選任し、調査に当たります。関係者へのヒアリングや関連資料の確認を通じて、正確な情報を収集しましょう。その際、誰が、どのように調査を行うのかには慎重な判断が必要です。専門家に相談することも視野に入れておきましょう。社外からの問合せが想定される状況であれば、対応方針を決めておくのも重要です。

②情報開示とコミュニケーション

不祥事の事実が確認されたら、速やかに情報開示を行います。被害者、株主や取引先、従業員などに対して、誠実かつ透明性のあるコミュニケーションを図ることが信頼回復の第一歩です。確かな事実に基づき、冷静かつ真摯に対応を行います。情報開示の範囲は事案によって異なりますが、社会的影響や被害者保護、再発防止の観点から判断していきます。

③被害者対応

不祥事によって被害を受けた方々への対応も重要です。被害者の立場に立ち、誠実に謝罪し、適切な補償を行うことで、企業の責任を果たします。信頼を取り戻すためには、迅速かつ誠実な対応が不可欠です。

◆再発防止に取り組む

初動対応のあとは、原因を徹底調査し、内部統制の強化や従業員教育など、再発防止に取り組むことが重要です。従業員の不祥事など考えたくないことかもしれませんが、ですが、誤った対応をしないよう、準備をしておくことが大切です。

20代・30代のビジネスパーソン 900人に聞いた「入社後ギャップ」

エン・ジャパン株式会社が、39歳以下を対象に「入社後ギャップ」についてアンケートを実施し、929名から回答を得ました。以下、概要をご紹介します。

- ◆約9割が「入社後にギャップを感じた経験がある」と回答。良いギャップ・悪いギャップいずれも上位に「職場の雰囲気」と「仕事内容」がランクイン

「入社後にギャップを感じた経験はありますか？」と伺うと、87%が「ある」と回答しました。入社後ギャップを感じたことがある方に、「想定より良かったギャップ」を伺うと、上位は「職場の雰囲気」(40%)、「仕事内容」(31%)。「想定より悪かったギャップ」でも、「仕事内容」(39%)、「職場の雰囲気」(38%)が上位に並びました。想定よりも悪かったギャップにおいては、男性よりも女性のほうが「仕事量」で10ポイント、「勤務時間・休日休暇」で9ポイント高い結果となりました。「想定通りだったギャップ」のトップは「勤務地」(37%)でした。

- ◆半数以上が「事前に防げるギャップではなかった」と回答

入社後ギャップを感じたことがある方に、「入社前の企業調べの段階で、事前に防げたギャップだったと思いますか？」と伺うと、42%が「そう思う」(そう思う：8%、どちらかと言うとそう思う：34%)と回答しました。一方、52%が「そう思わない」(そう思わない：24%、どちらかと言えばそう思わない：28%)と回答しており、半数以上の方が事前にギャップを防ぐことの難しさを感じているようです。

- ◆約7割が、入社後ギャップが理由で転職を考えた経験あり。転職を考える原因になったギャップ、トップは「職場の雰囲気」「仕事内容」

入社後ギャップを感じたことがある方に「ギャップが原因で転職したことはありますか？」と伺うと、34%が「転職したことがある」、33%が「転職はしていないが、転職活動をしたことはある」と回答しました。ギャップがきっかけで転職を考えたことがある方に、その原因になった一番のギャップポイントを伺うと、上位は「職場の雰囲気」「仕事内容」(34%)、「給与」(33%)でした。

外国人労働者数が約230万人と過去最多を更新

厚生労働省は令和7年1月31日、令和6年10月末時点の外国人雇用についての届出状況の取りまとめを公表しました。

日本で働く外国人は2024年10月末時点で前年と比べ12.4%増えて、230万2,587人に上り、過去最多を更新しました。人手不足を背景に、企業が外国人の採用を強化しています。

- ◆外国人労働者数は230万2,587人で、過去最多を更新

外国人労働者数は230万2,587人で、前年比で25万3,912人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新しました。対前年増加率は12.4%と、前年と同率でした。

◆外国人を雇用する事業所数も過去最多を更新

外国人を雇用する事業所数は34万2,087所で、前年比2万3,312所増加し、届出の義務化以降、こちらも過去最多を更新しています。対前年増加率は7.3%と、前年の6.7%から0.6ポイントの上昇でした。

◆国籍別ではベトナムが57万708人で昨年同様に最多

国籍別ではベトナムが最も多く57万708人で、外国人労働者数全体の24.8%を占めています。次いで中国40万8,805人（全体の17.8%）、フィリピン24万5,565人（全体の10.7%）の順となっています。

◆在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が71万8,812人で最多

在留資格別では、「専門的・技術的分野の在留資格」が届出義務以降初めて最多となり71万8,812人で、前年比12万2,908人（20.6%）の増加、次いで「身分に基づく在留資格」が62万9,117人で、前年比1万3,183人（2.1%）増加、「技能実習」が47万725人で、前年比5万8,224人（14.1%）増加しました。

3月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

17日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの> [税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告 [市区町村]
- 個人事業税の申告 [税務署]
- 個人事業所税の申告 [都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分> [税務署]
- 所得税の確定申告期限 [税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出 [税務署]
- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出 [税務署]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限 [税務署]